

所 管	水道環境部環境課		
担 当	柴田	問い合わせ	0573-26-6847

報 道 機 関 各位

不法投棄監視員委嘱式と一斉パトロールの実施について

市内の不法投棄を未然に防ぐため、新たな不法投棄監視員の委嘱式と一斉パトロールを実施します。ぜひ取材くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和7年5月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 恵那市役所会議棟大会議室
3. 内 容 市内13地域から推薦された、各2人、合計26人を、不法投棄監視員として委嘱します。
 委嘱式と打ち合わせ会議終了後（午前10時半頃）、監視員が恵那市役所本庁舎より市内13地区に一斉パトロールへ出発します。
 ※雨天時もパトロールは行います
4. 出席者 不法投棄監視員26人
 水道環境部長、各振興室長・各振興事務所長14人
 事務局（環境課職員）3人 計44人
5. その他 不法投棄監視員は、各地域内の定期的なパトロールと、発見した不法投棄を市に情報提供することが主な役割です。
 不法投棄監視員を設置することは、恵那市空き缶等ポイ捨てやふん害の防止に関する条例施行規則（平成16年恵那市規則第108号）第2条第1号に規定されています。任期は2年で、市長が委嘱します。